

第2次香取市総合計画後期基本計画及び 第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定方針

目次

1. 総合計画策定の趣旨	1
2. 総合計画策定の時期	1
3. 総合計画の構成と計画期間	1
4. まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係	2
5. 計画策定にあたっての基本的な考え方	3
6. 市民参加の手法	5
7. 策定体制	6
8. 策定スケジュール	8

令和4年1月

(令和4年5月改訂)

1. 総合計画策定の趣旨

香取市では、2018(平成30)年度から2027(令和9)年度までを計画期間とする第2次香取市総合計画基本構想(以下「第2次基本構想」という。)を策定し、「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を将来都市像として、その実現に向けたまちづくりを進めています。

現在、社会情勢の変化は著しく、大規模自然災害への対応、地域経済や人口構造の変化、デジタル化を始めとした技術革新、更には新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたニューノーマル(新たな日常)への対応など、香取市の直面する課題は複雑多岐にわたります。

こうした中、第2次香取市総合計画前期基本計画(以下「前期基本計画」という。)の計画期間が2022(令和4)年度をもって終了すること、また、第2期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第2期総合戦略」という。)も同年度で終了することに伴い、昨今の時代背景を的確にとらえつつ、市民ニーズの多様な変化に対応したまちづくりの新たな指針として、第2次香取市総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)及び第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第3期総合戦略」という。)を策定することとします。

2. 総合計画策定の時期

2023(令和5)年3月策定

3. 総合計画の構成と計画期間

総合計画は、香取市におけるまちづくりの最上位の計画で、基本構想と基本計画で構成します。また、毎年度、具体的な事業等を精査・調整し、その結果を実施計画としてとりまとめることとしています。

(1) 基本構想 2018(平成30)年度～2027(令和9)年度

まちの将来像を示すとともに、実現するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。計画的な行財政運営に努めるため、長期的な視野に立ったまちづくりを進める必要があることから、10年後を見据えたものとしています。

今回、内容の検証は行いますが、原則的に変更の必要はないと想定しています。

(2) **基本計画** 前期:2018（平成30）年度～2022（令和4）年度

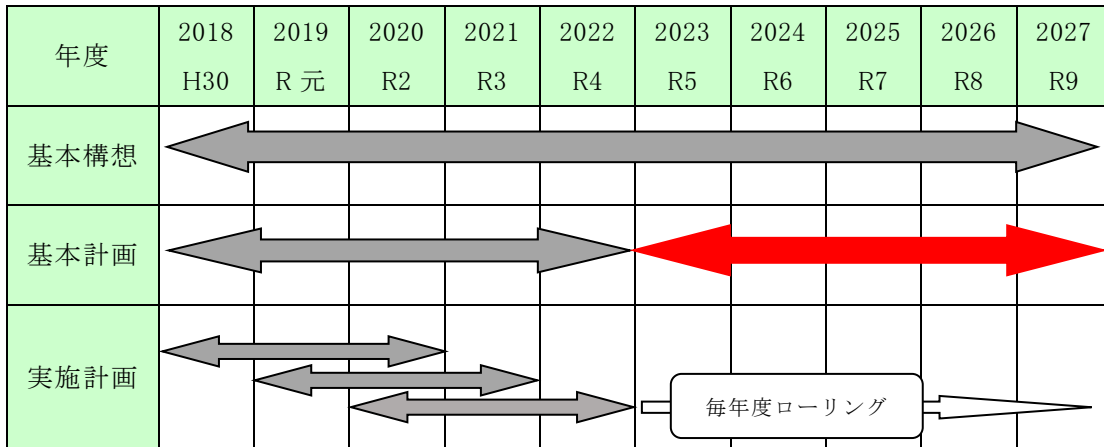
後期:2023（令和5）年度～2027（令和9）年度

基本構想に掲げる将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、施策の目的や方針を明らかにするものです。計画期間は、実現性の担保を踏まえ、中期的な視点及び計画中途における検証作業の必然性から、前期5年間、後期5年間としています。

したがって、前期基本計画の期間終了を見据え、様々な状況の確認及び検証等を経て、後期基本計画を策定します。

(3) **実施計画（毎年度見直しを実施）**

社会経済情勢の変化や施策等の具体的な進捗状況及び予算措置を踏まえ、基本計画の実効性をより高めるとともに、持続可能な行財政運営及びより柔軟な計画の推進を図るため、毎年度の更新・作成を行うこととしています。



4. まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

香取市では、少子高齢化の進行、若者・子育て世代の流出により、人口減少に対する施策の執行が重要かつ喫緊の課題となっています。

2020（令和2）年度に改訂した第2期総合戦略では、香取市への新たな人の流れを生み出すなど、人口減少に歯止めをかけるため、「住みたい」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりについて、香取市ならではの取り組みをまとめています。

第2期総合戦略の計画期間は、2020（令和2）年度～2022（令和4）年度で、その終了時期は、前期基本計画と同じとなります。

第2期総合戦略の位置づけは、前期基本計画の重点プロジェクトとなっており、後期基本計画においても役割は変わらず、当該戦略が基本計画の重要施策となるため、後期基本計画と第3期総合戦略を一体的に策定し、基本構想の将来都市像の実現に向けたまちづくりを総合的に推進します。

5. 計画策定にあたっての基本的な考え方

このたびの計画（総合戦略を含む）策定は、以下の点に留意して進めます。

（1）社会的潮流・動向を反映した計画

基本構想に掲げる将来都市像「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を目指し、将来のありたい姿から逆算（バックキャストイング）した施策立案を進めます。

なお、後期基本計画の作成を進める過程において、必要に応じ、第2次基本構想の一部修正を行うこととしますが、あくまでも前期基本計画を基礎とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活や経済活動の停滞からの回復はもとより、DX（デジタル・トランスフォーメーション：ICTの浸透によって市民の生活をあらゆる面でより良い方法に変化させること）や環境に配慮したカーボンニュートラル等、社会的潮流・動向を反映するなど、様々な検証を行いつつ策定します。

特に、施策の大綱から施策項目へと至る施策体系の整理・確認については、現状分析と課題抽出及びまちづくりの焦点を見誤ることのないよう、その細分化を含め、十分に検討することとします。

（2）様々な視点からの「市民の声」を反映

計画の策定過程では、市民意識調査のほか、市内の中学校、高等学校に在籍する生徒へのアンケートを実施し、将来の香取市を担う若年層の意見を取り入れた計画とします。特に、中学生、高校生へのアンケート実施時には、香取市の財政状況や人口動態、主な施策等を示し、香取市のまちづくりに対する理解度を高めるとともに、郷土教育・ふるさと教育に寄与するよう努めるものとします。

また、自治会や各種団体等からの意見聴取を行い、様々な事業分野に係るきめの細かい動向に留意し、多様な主体からの声を反映した計画づくりを進めます。

（3）SDGs(持続可能な開発目標)への配慮

SDGs(持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals))は、2001(平成13)年に策定された MDGs(ミレニアム開発目標)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際社会共通の目標です。

後期基本計画は、このSDGsの理念や目標を踏まえ、地域社会に対する課題項目に着目しつつ、地方自治体として取り組むべき施策を見出し、その反映に努めます。

(4) 2040年問題を見据えた対策

人口減少と高齢化により、2040(令和22)年は行財政運営が厳しい人口構造になると予測されています。これにより、医療・介護の危機、深刻な労働力不足、道路や水道等のインフラ設備の老朽化など、抜本的な課題への対応が求められることになると言われています。

全国的な課題になりますが、香取市では、より速いスピードで進むと想定されるため、医療・介護における諸課題への対応、様々な分野での担い手の確保、インフラ設備の更新や老朽化への対応など、2040年問題を身近なものとしてとらえ、具体的な対応策の確立を含め、より一層、スピード感を持ったまちづくりの展開を図ります。

(5) 戦略的かつ実現可能な計画

前期基本計画の進捗状況など、客観的なデータ等を活用しながら、十分な議論と検証作業を行い、より効果的な計画施策の体系化を図ります。

特に、施策の展開においては、課題抽出を正確かつ念入りに行い、課題解決型の分かりやすい内容とします。また、香取市の行政組織内を含む様々な主体の連携強化をはじめ、調整不足等による施策レベルの低下抑止のほか、事業主体や責任・所在等の不明による対応未着手の状況を無くすため、推進主体の明確化に努めた計画構成とします。

なお、今後、ますます厳しい行財政運営が強いられると推測する中、香取市の持続的な経営と成長を描けるよう、重点課題や特性を的確に見定め、施策・事業の優先順位の検討や財源の裏付けなどのメリハリを考慮し、戦略的かつ実現可能な計画づくりに努めることとします。

(6) 過疎地域の指定を踏まえた計画

令和4年4月、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、通常では該当にならないものの、合併団体に対する特例により、香取市の「佐原地区」「山田地区」「栗源地区」が、過疎地域に指定されました。

この法律は、全国で深刻化する少子高齢化や人口流出等により、地方がその活力を失いつつある現状に対し、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目的として制定されたものです。

香取市では、現在、人口減少対策として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策を進めており、今後は、当特別措置法の適用を踏まえ、過疎対策の観点から、多くの施策について、具体的な展開等が可能となります。

したがって、当面、2022(令和4)年度～2025(令和7)年度の法定計画を策定するなど、当該支援措置の効果的な活用や手続き等を含め、過疎地域の指定からの卒業を目指すために成すべき事項について、市の諸計画との関連を十分に考慮しながら、適宜、反映することとします。

6. 市民参加の手法

(1) 市民意識調査等の実施

市民の意見を広く聴取するため、市民意識調査のほか、将来の香取市のまちづくりを担う中学生、高校生を対象としたアンケートを実施します。また、適宜、市民及び地域や団体等の意見を計画づくりに反映します。

①市民意識調査

調査地域:香取市全域

調査の対象:香取市内に居住する満18歳以上の者

標本数:2,500件

②中学生・高校生アンケート

調査地域:香取市全域

調査の対象:香取市内の中学校・高等学校の生徒

標本数:約3,500件

(2) 市民ワークショップの開催

市民の意向や提案を計画へ具体的に反映させ、市民と行政が連携・協働したまちづくりを具現化するほか、市民一人ひとりが主体的にまちづくりを考える機会づくりとなるよう、計画作成過程に応じた市民ワークショップを開催します。なお、当該ワークショップは、対面式での開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインで開催する状況も想定します。

(3) 自治会・各種団体等意見聴取の実施

総合計画は、行政だけの計画ではなく、より質の高い市民生活を実現するため、当該地域(香取市)の総合的な取り組みを示す計画で、その実現は、市民、地域、各種団体といった多様な主体との連携・協働が不可欠なことから、自治会や各種団体等様々な分野や視点からの意見聴取を行います。

(4) パブリックコメントの実施

市民の意向や提案を計画内容に反映するため、規定に基づき、パブリックコメントを実施します。

7. 策定体制

(1) 有識者等による協議・検討

①香取市総合計画審議会

委員 市内の公共的団体等を代表する者、識見を有する者、
関係行政機関の職員、公募による市民

市長の諮問に対し、後期基本計画の内容に係る調査・審議のほか、専門的見地からの答申を行うなど、後期基本計画の策定に協働する役割を持ちます。

②香取市まち・ひと・しごと創生推進会議

委員 市内の公共的団体等を代表する者、識見を有する者、
関係行政機関の職員等

人口減少に歯止めをかけるなど、将来にわたり活力ある地域社会を維持する総合戦略の内容や組み立てを念頭に置き、基本計画への導入・位置づけなど、広く市民の意見を反映するため、専門的見地から意見を聴取します。なお、原則として、審議会と同時開催とします。

(2) 市の策定体制

①庁議(経営戦略会議)

今回の計画策定に係る意思決定機関として、庁議(経営戦略会議)において、計画案等について審議、決定します。

②庁内検討会議

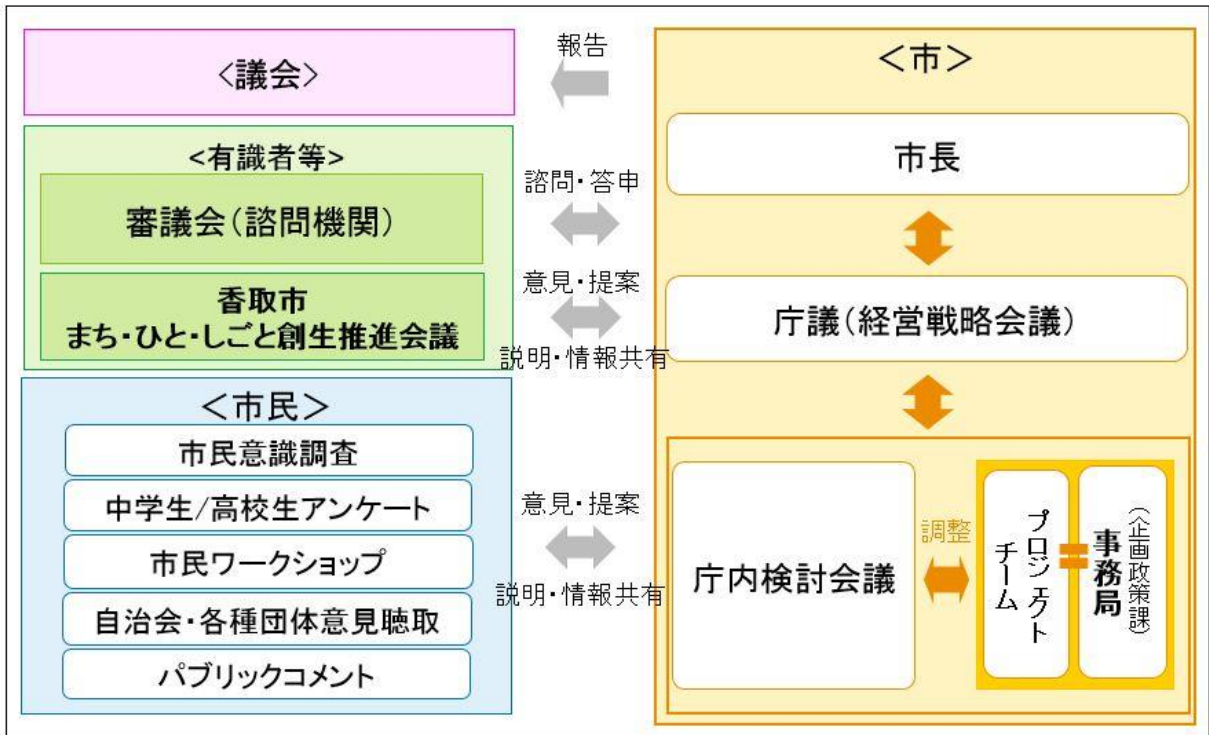
庁内課長職により組織し、庁議(経営戦略会議)に諮る案の検討を行います。

③プロジェクトチーム

選抜による職員で組織し、与えられたテーマや先進事例等の主体的な研究を含め、部門横断的に施策を検討するなど、事務局と連携しつつ、後期基本計画を作成する補助を役割とします。

④事務局(企画政策課)

計画策定事務の統括及び計画案の作成について、主体的な役割を担います。



8. 策定スケジュール

実施内容	2021(令和3)年度						2022(令和4)年度											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
香取市の概況整理																		
前期基本計画及び第2期総合戦略の総括																		
市長ヒアリング									●									
人口ビジョン策定																		
後期基本計画・第3期総合戦略の策定																		
計画書等及び概要版の印刷製本																		
■議会報告					●												●	
■総合計画審議会及びまち・ひと・しごと創生推進会議開催								●		●			●		●			
■庁議(経営戦略会議)開催								●		●			●		●	●		
■庁内検討会議開催					●		●	●		●			●					
■プロジェクトチーム					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
■パブリックコメント																		●
■市民意識調査								●										
■中学生・高校生アンケート								●										
■市民ワークショップ									●		●							
■自治会長・各種団体等意見聴取												●						

※策定スケジュールは変更になる場合があります。